

「中小企業 IoT 等自動化技術導入促進事業」に係る専門家の登録について

株式会社ひたちなかテクノセンター

1 専門家派遣事業の目的

専門家派遣事業は、IoT 活用に意欲ある中小企業の IoT に関する様々な課題に対して、IoT の専門知識や経験のある専門家を派遣し、課題解決のための支援を行うことにより、中小企業等の発展を支援することを目指しています。

2 専門家の種類等

専門家は中小企業者等に対する IoT を活用した課題解決に意欲を有する者であって、次の2種類に分かれます。

(1) 課題発掘型専門家

IoT に関する広い知見と複数の要素技術の知識を有し、IoT 促進マネージャーを中心として中小企業者等を調査し、課題を発掘するとともに、IoT 促進マネージャー等との協議により課題の明確化と解決策の提案を行う者。

(2) 課題解決型専門家

各要素技術を専門とし、中小企業者等からの派遣要請により派遣され、課題解決のための計画策定等を行う者。

3 専門家の登録資格

専門家として登録する資格がある者は、IoT に関する専門知識を有し、次の各号に該当する者です。

(1) 情報処理技術者、技術士、IT コーディネータ等の資格と2年以上の実務経験を有する者

(2) 技術コンサルタント業務に10年以上の経験を有する者

(3) 大学、研究機関において、IoT に関する科目の教授、准教授、講師である者

(4) IoT に関する科目の研究により博士、修士の学位を授与された者

(5) コンピュータ及びソフトウェアについての専門知識と2年以上の実務経験を有する者

(6) 前各号に掲げる者と同等若しくはそれ以上の知識と経験を有すると認められる者

4 専門家の登録申請

「専門家登録申請書（様式第1）」に必要事項記載のうえ当センターに提出して下さい。

5 専門家の登録審査・決定

専門家の登録は、IoT 促進マネージャーの意見を基に審査を行い、決定します。

決定に当たり、申請者に対して面談を行うことがあります。

登録決定した専門家については、登録名簿に登載します。

なお、審査結果については、申請者に通知します。

6 登録有効期間

専門家の登録有効期間は、登録日から平成29年3月31日までです。

なお、毎年度末に各専門家に対して「継続申請書（様式第11）」により継続の意思確認を行い、当該年度の実績を勘案して継続の有無を決定します。

7 登録の取り消し

当社は、専門家が次の各号の一に該当する場合は、登録を取り消すことがあります。

- (1) 業務上知り得た企業秘密を漏らしたとき又は自己の利益のために利用したとき。
- (2) 事業の目的又は内容を逸脱した行為があったと認められるとき。
- (3) 心身の故障等により、業務の遂行ができなくなったとき。
- (4) 本人の申し出があったとき。
- (5) その他専門家として適当でないと認められるとき。

8 提出先（問い合わせ先）

株式会社ひたちなかテクノセンター 企業支援部

ひたちなか市新光町38番地

TEL029-264-2200

FAX029-264-2203